

広陵町耐震改修促進計画改定案に対する意見募集の実施結果について

提出いただいたご意見等と、それに対する町の考え方を取りまとめましたので、次のとおり公表いたします。

1 実施概要

(1) 実施期間

令和8年3月23日（月）から令和8年4月24日（金）17時まで

(2) 提出方法、提出人数及び意見の数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
窓口	1	2
郵送	0	0
ファックス	0	0
電子メール	0	0
合計	1	2

2 提出された意見と回答

該当箇所	ページ	ご意見	ご意見に対する回答	ご意見を受けての変更
本編	6、25	<p>熊本地震の教訓などから、本計画では重点対象である旧耐震基準（昭和56年以前）だけでなく、「平成12年5月31日までに建築された木造住宅」も新たに耐震化の対象に含めています。しかし、これらへの補助金対象の拡大については「実態を適宜把握し、検討を行います」と留まっています。</p> <p>「新耐震基準であっても平成12年以前の住宅に倒壊リスクがあるとして計画の対象に含めたのであれば、『検討』で終わらせるのではなく、直ちにこれらの年代の住宅にも耐震診断や改修費用の補助を適用してほしい」</p>	<p>昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された木造住宅についても、耐震診断の結果、耐震性が不十分となるものの割合が多いという実状を踏まえ、今回の改定を機に計画の対象建築物に新たに加えました。（P.6参照）</p> <p>ただし、本町としては、昭和56年5月31日までに建築された住宅を重点的に耐震化の促進に取り組むべきであると考えております。</p> <p>今後、制度の拡充などの検討を行い、段階的に施策展開が実現できるように調整をしております。</p>	なし
本編	28、31	<p>31ページに「ブロック塀等の耐震性向上の促進に努める」とあり、28ページには避難路沿線のブロック塀に対する除却工事の補助について記載されています。しかし、大地震発生時におけるブロック塀の倒壊は、歩行者の命を直接奪う危険性が高いだけでなく、倒壊物が道路を塞ぐことで地域の初期避難や救急・救助活動を著しく困難にするため、この対策は町民の命を守る上で極めて重要です。単なる所有者への啓発活動や、限定された避難路沿道だけの補助では、費用負担の面から危険なブロック塀の解消はなかなか進まないと考えられます。</p> <p>「危険なブロック塀の撤去および安全な軽量フェンス等への改修に対する、より広範で具体的な補助制度（費用助成）を創設してほしい。」</p>	<p>ブロック塀の安全管理は、原則所有者の責任において実施していただく必要があると考えております。</p> <p>その中で、本町では特に不特定多数の交通が見込まれる道路（計画では避難路沿線と定義）の安全確保を目的として本施策を展開しております。</p> <p>本施策の趣旨から、「危険なブロック塀の撤去および安全な軽量フェンス等への改修に対する、より広範囲で具体的な補助制度の創設」については、税の公平性の観点からも困難であると考えています。</p>	なし